

(別表1)

篠山市商工会が所有する商標等の一覧

区分	名称	商品等の区分	備考	
1	商標	デカンショ	第29類 食肉、肉製品、豆、加工野菜及び加工果実、卵、乳製品、カレー、即席カレー、なめ物、ふりかけ	使用申請対象
			第30類 調味料、香辛料、米、食用粉類、穀物の加工品、ぎょうざ、すし、たこ焼き、弁当、ホットドッグ、菓子、パン、サンドイッチ、ハンバーガー、ピザ、こうじ、パスタソース、酒かす	使用申請対象
			第31類 果実、野菜、種子類、木、草、苗、苗木、花、盆栽	使用申請対象
			第35類 広告、トレーディングスタンプの発行、商品の販売に関する情報の提供、衣料品・食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、豆腐・厚揚げ・おから・がんもどき・油揚げ・凍り豆腐・こんにやく・ごまどうふ・ゆば・しらたき・豆乳・納豆を除く加工食品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供	使用申請対象
			第41類 お祭りを主とする催事・伝統行事及び記念イベントの企画・運営又は開催	使用申請対象外
		第43類 宿泊施設の提供、高齢者用入所施設の提供（介護を伴うものを除く）、保育所における乳幼児の保育、動物の宿泊施設の提供、会議室の貸与、展示施設の貸与	使用申請対象	
2	商標	丹波一ガー	第30類 ハンバーガー	使用申請対象外